

さらなる生活保護基準引き下げに断固反対する声明

厚生労働省は、2017年12月8日の第35回生活保護基準部会において、2018年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる案（以下、「厚労省案」といいます。）を示し、その案をもとに、生活扶助費を最大5%、母子加算を平均20%削減する予算案が閣議決定されました。今回の生活保護基準の引き下げは、2004年からの老齢加算の段階的廃止、2013年からの生活保護史上前例のない大幅かつ広範な生活扶助基準の引き下げ（一世帯当たり平均6.5%、最大10%）、2015年からの住宅扶助基準引き下げ・冬季加算の削減に引き続くもので、特に、子どものいる世帯と高齢世帯が重大な影響を受けると言われています。

いうまでもありませんが、生活保護基準は、憲法25条1項が定める「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を具体化した基準です。そのような基準を引き下げるためには、よほどの理由が必要であることは明らかです。生活保護基準を引き下げれば、引き下げ前の基準からすると、「最低限度の生活」にすら満たない水準での生活を余儀なくされる世帯を生み出すということになりますし、そもそも「最低限度の生活」という水準で生活をしている世帯は、数%でも生活費が削られると、極めて重大な影響を被ることになるからです。月額40万円で生活をしている世帯が5%、すなわち月額2万円生活費が削られるのと、月額10万円でギリギリの生活をしている世帯が5%、すなわち月額5000円生活費が削られるのでは、被る影響が全く異なるのです。前記のとおり、生活保護基準の大幅引き下げが続いている中で、さらに、追い打ちをかけるように生活保護基準が引き下げられるとなればなおさらです。

そして、今回の引き下げの根拠は、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準に合わせるというものです。

しかし、日本では、生活保護の捕捉率（生活保護を利用する資格のある人のうち実際に利用している人が占める割合）が2割以下といわれており、第1・十分位層の中には、本来、生活保護を利用すべきであるのに、生活保護基準以下の生活に耐えている世帯が極めて多数含まれているのです。この層は、生活保護基準以下で生活をしている世帯が極めて多数含まれているわけですから、生活保護利用世帯と比べると、さらに苦しい生活を強いられている層なのです。本来、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法25条1項）わけですから、そのような、もはや「健康で文化的な最低限度の生活」といえない生活保護基準以下の苦しい生活に耐える必要がそもそもないのです。本来、政府は、そのような生活保護基準以下の苦しい生活に

耐えている世帯が生活保護を利用して「健康で文化的な最低限度の生活」を取り戻し、さらに、生活を立て直すことを後押しすべきであるにもかかわらず、そのような努力を怠り、安易に第1・十分位層を比較対象として、あろうことか、生活保護基準自体を引き下げようとしているのです。もはや政府の役割を放棄しているとしか言いようがありません。また、第1・十分位層を比較対象とすれば、際限なく生活保護基準が引き下げられ続けることになり、引き下げの理由として合理性がないことも明らかです。このような懸念は以前から指摘されていましたが、まさに今回の厚労省案は、この懸念が顕在化したものといえ、際限ない生活保護基準引き下げの始まりととらえるべきものです。

特に、第1・十分位の単身高齢世帯の消費水準が低すぎることについては、生活保護基準部会においても複数の委員から問題として指摘がされています。

また、同部会報告書（2017年12月14日付）も、検証結果を機械的に当てはめると子どもの健全育成のための費用が確保されないおそれがあること、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準を捉えていると絶対的な本来あるべき水準を割ってしまう懸念があることに注意を促しているところでもあります。

また、生活保護基準は、最低賃金、地方税の非課税基準、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動しています。

生活保護基準の引き下げは、生活保護利用世帯の生存権（憲法25条1項）を直接奪うだけでなく、生活保護を利用していない市民の生活全般にも多大な影響を及ぼします。

今回の引き下げは、これまでの度重なる生活保護基準の引き下げによって既に「健康で文化的な最低限度の生活」を維持しえていない生活保護利用者を一層追い詰め、それだけでなく、市民生活全般、社会保障制度全般の地盤沈下をもたらすものであり、この点でも、決して、容認できません。

2013年からの生活保護史上前例のない大幅かつ広範な生活扶助基準の引き下げ（一世帯当たり平均6.5%、最大10%）に対しては、この富山県でも、5人の原告の方が、憲法25条1項で保障された生存権を侵害されたとして、生活保護基準引き下げ違憲訴訟を提起し、国等と係争中です。当団体もその訴訟を全面的に支援していますが、全国的には、全国29地裁で約900名の原告が同種訴訟を提起しており、この種の訴訟としては、まさに前代未聞の大規模違憲訴訟に発展しています。そのような前代未聞の大規模違憲訴訟の最中に行われた今回の生活保護基準引き下げ方針の閣議決定は、まさに暴挙としか言いようがありません。

よって、当団体は、今回の生活保護基準引き下げについても、徹底して争うことをここに宣言し、政府に対し、今後、いっさい、生活保護基準引き下げを行わないよう求めます。

2018年1月9日

反-貧困ネットワークとやま

共同代表世話人 西山貞義

共同代表世話人 松浦万里子

世話人 池田悦子

世話人 勝田登志子

世話人 栗名林

世話人 塚本聡

世話人 山崎勇

世話人 杉田瑞樹

世話人 塚本辰夫

世話人 布目貴大

世話人 湯島彩子